

議第7号

令和3年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和3年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

大和高田市長 堀内大造

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		34,851
	1. 外来収入	34,850
	2. その他検査等収入	1
2. 分担金及び負担金		16,342
	2. 負担金	16,342
3. 使用料及び手数料		201
	1. 使用料	1
	2. 手数料	200
4. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
5. 繰入金		22,126
	1. 一般会計繰入金	22,126
6. 諸収入		879
	2. 雑入	879
7. 市債		11,400
	1. 市債	11,400
歳 入 合 計		85,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		65,879
	1. 施設管理費	65,879
2. 医業費		5,806
	1. 医業費	5,806
5. 諸支出金		13,615
	1. 繰出金	13,615
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		85,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
休日診療所整備事業	千円  11,400	(借入方法)  普通貸借又は  証券発行の方  法による。	%  3.0以内  (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。  ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
計	11,400			